

# 第 1 章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨と位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定による老人福祉計画及び介護保険法第117条の規定による介護保険事業計画を一体的に策定するものであり、本市における人口の高齢化に伴う諸問題に対応する、高齢者福祉並びに介護保険事業の基本的な目標を定め、必要な施策とその取り組みを総合的かつ体系的に推進するため、新たな「花巻市高齢者いきいきプラン」（花巻市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画）を策定するものです。

さらに、本市の「花巻市総合計画」や「いわていきいきプラン2014」との整合性を図り、平成24年度を初年度とする「花巻市保健福祉総合計画」の実施計画として位置付けるものです。

## 第2節 計画期間

新たな「花巻市高齢者いきいきプラン」の計画期間は平成24年度（2012年度）から平成26年度（2014年度）までの3年間とします。

計画期間においては、2014年（平成26年）の高齢者福祉と介護保険事業のあるべき姿を念頭に置きながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目指し、高齢者施策の推進に取り組んでいくことが必要です。

なお、介護保険事業計画については、第3期（平成18年度～平成20年度）の策定時に定めた平成26年度の目標に至る最終段階の位置付けとなっています。

## 【「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」の関係】

### 高齢者福祉計画

- 老人福祉法（第20条の8）に基づく、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画
- 計画に掲げる事項
  - ・ 確保すべき老人福祉事業の量の目標
  - ・ 上記の量の確保のための方策
  - ・ 老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

### 介護保険事業計画

- 介護保険法（第117条）に基づく、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画
- 計画期間：3年間
- 計画に掲げる事項
  - ・ 区域ごとの各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護などの必要定員総数、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み、見込量の確保のための方策
  - ・ 地域支援事業に要する費用額と量の見込み、見込量の確保のための方策
  - ・ 居宅（介護予防）サービス事業者、地域密着型（介護予防）サービス事業者、居宅介護（介護予防）支援事業者相互間の連携確保に関する事業、介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事項
  - ・ 地域支援事業の円滑な実施を図るための事項
  - ・ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るための事項
  - ・ 高齢者を取り巻く環境の変化等に適切に対応し、高齢者が地域で暮らし続けられる地域包括ケアを実現していくための施策